

## 六戸町農業委員会 9月定例総会議事録

開催年月日	平成24年9月20日 (木) 午後 4 時 00 分		
開催場所	六戸町役場 二階大会議室		
出席委員	1番 古里厚子	2番 小野寺邦男	3番 渡辺耕一
	5番 小泉兼雄	6番 三浦英雄	7番 山本英雄
	8番 木村喜和	9番 久田伸一	10番 四木俊一
	11番 新山秀男	12番 岡田寛視	13番 小林勲
	14番 高舘孝	15番 金淵盛一	
欠席委員			
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査		
書記及び議事録署名者	書 記 : 事務局主査 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 11番 新山秀男 委員 ・ 12番 岡田寛視 委員		



日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局  会 長  事務局  事務局長  事務局	<p>定刻になりましたのでこれより、9月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。            それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。</p> <p>金淵会長挨拶（省略）</p> <p>業務報告について局長よりお願いします。</p> <p>資料に基づき業務報告を行う。</p> <p>六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。</p>
2. 開会宣言	議 長	<p>それでは、ただ今より9月総会を開会いたします。（4時分03分）            本日の欠席委員はありません。</p>
3. 議事録署名委員の指名	議 長	<p>議事録署名委員の指名については、11番新山秀男委員・12番岡田寛視委員を指名します。</p>
4. 参与、書記の指名	議 長	<p>参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。</p>
5. 会議規則第11条の確認	議 長	<p>会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当者はありません。</p>

<p>報告第 8号</p>	<p>議 長</p>	<p>それでは、町議案の審議に入ります。 報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>報告第 9号</p>	<p>事務局長</p>	<p>報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案3頁により説明（省略）</p>
	<p>事務局長</p>	<p>報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案3頁により説明（省略）</p>
	<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第8号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>つづいて、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものであります。 町議案5頁により説明（省略）</p>

議案第10号	議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第9号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって報告第9号「農地法第18条第6項の規定による 通知書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p> <p>つづいて、議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員 会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につい て」ご説明致します。 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出が あったので、審議を求めるものであります。 町議案7頁により説明（省略） 以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全て を満たしていると思います。</p>
	議長	<p>事務局からの説明が終わりました、それでは委員の皆さまが現地調査をして おりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。</p>
	代表14番 高館孝 委員	<p>農地法第3条の土地について行いましたが、いずれの土地についても適正に 耕作されている土地であり、問題がありません。</p>
議長	<p>事務局及び代表委員よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p>	

<p>2番小野寺委員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>株式会社 誠栄について、農業生産法人とあるがその認定と要件はどのようなになっているのか。</p> <p>農業生産法人としては、認定農業者のような認定制度はありません。農地法3条等の申請が法人からあった場合に、その法人は生産法人としての要件に該当するかどうかで判断します。</p> <p>農業生産法人としての要件は4つありまして、1つは、法人の組織形態であり、農協法に基づく「農事組合法人」、会社法の「株式会社」や「持分会社」のいずれかであり、株式会社については株式の公開会社でないことが要件です。</p> <p>2つ目は事業の限定であり、主たる事業が農業であることが必要です。</p> <p>3つ目は法人の構成員の資格要件があります。</p> <p>4つ目は経営責任者の規定であり、経営責任者の過半をその法人の常時従事者である理事などで占め、かつ過半を占める理事等の過半が法人の必要な農作業に60日又は農業に従事すべき日数の過半のいずれか少ない日数以上従事する者で占められていること</p> <p>以上の全ての要件に該当する場合は、農業生産法人として判断されますので本件については、生産法人としてよろしいかと思えます。</p> <p>他に質問ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより議案第号を採決します。</p> <p>おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>異議なしと認めます</p> <p>よって議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は原案のとおり決することに決定しました。</p> <p>以上をもちまして全案件の審議が終了しましたので、9月総会を閉会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
--	--